

# 水道事業会計予算の執行状況

平成28年度予算執行状況 平成28年12月31日現在

区分	予算額	執行額	執行率	
収入	給水収益	26億4,471万円	19億8,404万円	75.0%
	その他	7億7,315万円	1億1,749万円	15.2%
	計	34億1,786万円	21億 153万円	61.5%
支出	水道水の製造に要する費用	6億6,811万円	3億1,669万円	47.4%
	供給に要する費用	6億1,897万円	3億9,112万円	63.2%
	一般管理費など	15億4,553万円	8億8,139万円	57.0%
	建設に要する費用	7億9,521万円	3億5,987万円	45.3%
	企業債償還金	7億8,507万円	4億2,908万円	54.7%
計	44億1,289万円	23億7,815万円	53.9%	

平成28年12月31日現在、収入は予算額34億1千786万円に対して、執行額は21億153万円(執行率61.5%)、支出は予算額44億1千289万円に対して、執行額は23億7千815万円(執行率53.9%)となっています。

本年度の水道事業は、安全・安心な水を安定的かつ安価に供給するために、「地震など災害に強い水道システムの確立」と「良質な水道水の供給」を事業運営の基本方針として定め、各種の事業を実施しています。

主な内容は、市内に布設している配水管の耐震化事業、市内の水道施設を一元的につかさどる中央制御装置の更新事業、および良質な水道水を蛇口までお届けするための鉛給水管解消事業などです。

また、財政面では、事業収入の根幹である水道料金収入が毎年減少する中、事務改善などによる経営の効率化により、人件費や企業債利息の抑制など徹底した経費の節減に取り組んでいます。

平成28年12月31日現在では、3億8千697万円の純利益を計上していますが、工事費や企業債利息の支払いなどにより減少する見込みであり、平成28年度末には約8千999万円の純利益となる見込みです。

問 水道局総務課

TEL 06-6991-6774

損益計算書 (平成28年4月1日～平成28年12月31日)

営業費用	14億3,571万円	営業収益	18億8,231万円
水道水の製造に要する費用	3億 391万円	うち給水収益	18億3,707万円
供給に要する費用	3億7,319万円		
一般管理費など	7億5,861万円	営業外収益	6,201万円
営業外費用	1億2,021万円	うち加入金	6,076万円
うち支払利息	1億2,019万円		
特別損失	143万円		
当年度純利益	3億8,697万円		
合計	19億4,432万円	合計	19億4,432万円

貸借対照表 (平成28年12月31日)

固定資産	195億 43万円	固定負債	112億7,624万円
土地	2億7,063万円	うち企業債	111億7,665万円
構築物など	192億2,980万円	(平成29年度以降に償還するもの)	
流動資産	21億2,479万円	流動負債	7億8,959万円
うち現金預金	6億2,958万円	うち企業債	3億5,567万円
		(平成28年度に償還するもの)	
繰延勘定	1億3,470万円	繰延収益	8億4,873万円
		資本金	66億7,149万円
		剰余金	17億8,690万円
		当年度純利益	3億8,697万円
合計	217億5,992万円	合計	217億5,992万円

# 下水道事業会計予算の執行状況

平成28年12月31日現在、収入は予算額66億4千465万円に対して、執行額は31億5千338万円(執行率47.5%)、支出は予算額73億9千615万円に対して、執行額は35億5千932万円(執行率48.1%)となっています。

本年度の下水道事業は、良好な公衆衛生の保全および浸水被害の軽減を行う重要なインフラとして持続可能な経営のために、事業を実施しています。

主な内容は、管渠の耐震化、災害時の避難場所となる学校にマンホールトイレの設置および老朽化した設備の更新工事などです。

経営状況は、平成28年12月31日現在において6億5千733万円の純利益を計上しています。

問 下水道管理課

TEL 06-6992-1747

平成28年度予算執行状況 平成28年12月31日現在

区分	予算額	執行額	執行率	
収入	下水道使用料	23億2,500万円	18億 912万円	77.8%
	その他	43億1,965万円	13億4,426万円	31.1%
	計	66億4,465万円	31億5,338万円	47.5%
支出	維持管理費	12億 735万円	6億8,571万円	56.8%
	一般管理費など	24億5,887万円	16億6,979万円	67.9%
	建設に要する費用	24億 968万円	5億 393万円	20.9%
	企業債償還金	13億2,025万円	6億9,989万円	53.0%
	計	73億9,615万円	35億5,932万円	48.1%

損益計算書 (平成28年4月1日～平成28年12月31日)

営業費用	21億2,827万円	営業収益	24億4,386万円
維持管理費	6億4,698万円	うち下水道使用料	16億7,511万円
一般管理費など	14億8,129万円		
営業外費用	1億6,782万円	営業外収益	5億 815万円
うち支払利息	1億6,782万円	特別利益	141万円
当年度純利益	6億5,733万円		
合計	29億5,342万円	合計	29億5,342万円

貸借対照表 (平成28年12月31日)

固定資産	346億6,129万円	固定負債	129億3,728万円
土地	27億4,135万円	うち企業債	129億1,400万円
構築物など	319億1,994万円	(平成29年度以降に償還するもの)	
流動資産	19億 219万円	流動負債	10億2,017万円
うち現金預金	13億3,417万円	うち企業債	6億2,035万円
		(平成28年度に償還するもの)	
		繰延収益	120億6,218万円
		資本金	91億6,525万円
		剰余金	7億2,128万円
		当年度純利益	6億5,733万円
合計	365億6,348万円	合計	365億6,348万円



## 知られていませんか 市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差し押さえ、公売などを行っていくことになります。

また、市税の納付催告に对应しない滞納者に対し「大阪府域地方税徴収機構」への引継ぎ予告書を4月に順次発送します。引継ぎ予告書を発送しても完納に至らなかった事案は、同機構において大阪府と共同し、徹底した財産調査を行い、差し押さえや公売を実施するなど、より厳正な滞納整理を行うこととなります。

市税を滞納している人は、至急納付してください。

問 納税課

TEL 06-6992-1852 / 1854

## 個人市民税・府民税の申告について

個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の申告は3月15日(水)までです。

平成29年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合は、個人住民税の申告は必要ありません。年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

また、平成28年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険などの手続きで申告が必要な場合は、個人住民税の申告書を提出してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、受け付けできません。

申告期間 3月15日(水)まで

午前9時～午後5時30分 土日・日を除く。

ただし、3月12日(日)午前10時～午後3時に休日受付を行います。

ますので利用してください。

課税課市民税係

申告に必要なもの

▽印鑑

▽個人住民税の申告書

▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や収入内訳書など)

▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細・領収書など)

▽個人番号(マイナンバー)制度導入に伴い、記入した個人番号の確認および本人確認ができる書類

・個人番号確認書類(いずれか1点の提示)  
 ・本人確認書類(①、②どちらか1点または③のうち2点の提示)  
 ①個人番号カード  
 ②顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、学生証など)  
 ③顔写真の無い身分証明書(各種保険証、年金手帳、各種源泉徴収票、保険料控除証明書など)

郵送での申告

申告書に必要な事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料ならびに個人番号カードなどの写しを同封して、課税課市民税係へ送付してください。

注 昨年に個人住民税の申告をしている人には、あらかじめ申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、連絡してください。

問 課税課市民税係  
 TEL 06-6992-1456

## 原付などの廃車はお早めに

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有または使用者に、軽自動車税が課税されます。

これらの車などを人に譲ったり、市外に住所変更したり、盗難・廃車などで使用できなくなった時は、3月31日(金)までに廃車などの手続きを済ませてください(下表)。

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の廃車の手続きをバイク買取業者・廃品回収業者などに依頼した場合は、市役所が発行した廃車受付書を必ずこれらの業者から受け取ってください。廃車手続きがされてい

車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車 (軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126cc～250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続き 問い合わせ先	課税課税政係 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート</li> <li>原動機付自転車申告済証</li> <li>印鑑</li> <li>本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)</li> </ul>		

上記へ問い合わせください

るか不明な場合は、お問い合わせください。

問 課税課税政係  
 TEL 06-6992-1458